

芳賀台地土地改良区庶務係処務規程

第1条 庶務係の職務は、他の規定によるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 庶務係は、理事の互選した1人がこれにあたる。

第3条 庶務係の任期は、4年とする。ただし、再選を妨げない。

2 庶務係は、その任期が満了しても後任の庶務係が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

第4条 庶務係は、土地改良区の運営を適正かつ能率的にするため次の事務を担当する。

- (1) 文書の調製並びに往復に関する事務。
- (2) 役員・総代及び職員に関する事務。
- (3) 会議に関する事務。
- (4) 印鑑の保管に関する事務。
- (5) その他、他の係に属しない事務。

第5条 庶務係は、その責任に属する事務について自ら事務を執らないことを理由として、その責を免れることはできない。

附 則

この規程は、平成13年 4月 1日から適用する。